

福島県子ども・子育て会議について

- 1 福島県子ども・子育て会議について
- 2 福島県子ども・子育て会議条例
- 3 こども環境学会との包括協定について
- 4 子どもを元気にする保育環境づくりアドバイス集

福島県子ども・子育て会議について

(1) 子ども・子育て会議

- 既存の福島県子育て・子育て環境づくり推進会議からの移行
 - ア 根拠法令
次世代育成支援対策推進法第 21 条（地域協議会の設置）
 - イ 諮問内容
 - ・都道府県行動計画の策定や進行管理について
 - ※当計画は、子育てしやすい福島県づくり条例に基づく基本計画も兼ねる。
 - ウ 委嘱委員数
24名
 - エ 委員構成
保健・医療、福祉、認定こども園、保育、児童クラブ、認可外保育施設、
経済、労働、幼稚園、教育、保護者、地域組織、子育て支援団体、行政、
学識経験者、公募委員
 - オ 会議開催数
 - ・計画策定（見直し）年 4回／年程度
 - ・上記以外 2回／年程度

(2) 計画部会

- 新設
 - ア 根拠法令
子ども・子育て支援法第 77 条第 4 項（条例設置審議会の設置、努力義務）
 - イ 諮問内容
 - ・都道府県子ども・子育て支援計画の策定や進行管理について
 - ウ 委員数
11名
 - エ 委員構成
子ども・子育て会議委員の中から会長が指名する
 - オ 会議開催数
 - ・計画策定（見直し）年 4回／年程度
 - ・上記以外 2回／年程度

(3) 認定こども園部会

- 新設
 - ア 根拠法令
認定こども園法第 25 条（条例設置審議会、必置規定）
 - イ 諮問内容
認定こども園の①設置認可（第 17 条第 3 項）、②業務停止命令（第 21 条
第 2 項）、③認可の取り消し（第 22 条第 2 項）の行政処分について
 - ウ 委員数
5名
 - エ 委員構成
子ども・子育て会議委員の中から会長が指名する
 - オ 会議開催数
不定（行政処分の必要時に適時開催。なお、4回／年の開催を想定。）

福島県子ども・子育て会議条例

(福島県条例第八十八号 平成二十五年十二月十七日議決)

(平成二十五年十二月二十日公布)

(設置)

第一条 子育て支援、子どもに対する教育及び保育、次世代育成支援その他の子育て支援施策に関する重要事項について調査審議を行わせるため、知事の附属機関として福島県子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

2 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「支援法」という。）第七十七条第四項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二十五条の合議制の機関は、前項に規定する子育て会議とする。

(所掌事務)

第二条 子育て会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

一 支援法第七十七条第四項各号に掲げる事務の処理に関すること。

二 認定こども園法第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項に定める事項を調査審議すること。

三 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号。以下「次世代育成法」という。）第九条第一項に掲げる事項を調査審議すること。

四 前三号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第三条 子育て会議は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、子育てに関する学識経験を有する者、教育機関の構成員その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 子育て会議に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第六条 子育て会議に、専門の事項を調査させる必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、委員会及び部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第七条 子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子育て会議の議決とすることができる。

(会議)

第八条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い、新たに組織された子育て会議の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 会長は、子育て会議の会議の議長となる。
- 3 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 第一項本文及び第二項から前項までの規定は、部会について準用する。この場合において、第一項本文及び第二項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第九条 子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に開かれる子育て会議の会議は、第八条第一項本文の規定にかかわらず、知事が招集する。

こども環境学会との包括協定について

平成 26 年 2 月 5 日
子育て支援課

1 こども環境学会とは

○ 学問領域を超えて研究者や実践者が集い、子どもを取り巻く環境について共に研究、提言、実践することを通して、よりよい成育環境を実現していくことを目的に活動している公益社団法人。

2004 年 5 月設立。学会員約 1,200 名。

○ 千葉県では、包括協定を締結し、相互に人材資源を活用し、よりよい成育環境の形成と人材の育成に取り組んでいる。

具体的には子どもの参画についての事業を実施。

代表理事 仙田満（環境建築家、東京工業大学名誉教授、日本建築家協会会長 2006~08）

学会長 小澤紀美子（東京学芸大学名誉教授、東海大学教授、中央環境審議会委員）



2 学会との包括協定について（H25.2.14 締結）

震災後、子どもの環境が大きく変わったことを受け、子どものより良い成育環境づくりと子どもを生き育てやすい環境づくりを推進するため、本県と公益社団法人こども環境学会は、包括連携協定を締結。

○多岐にわたる分野の専門家集団であるこども環境学会から、本県の複雑な子育ての現状を理解した上で助言をいただく。

○特別な環境にある本県において、子どもが心身ともに健やかに成長できる支援への多面的協力。ひいては、幅広い学際を活かし様々な行政分野へ支援いただく。

○専門的見地に基づいた施策を展開していることを県民にアピール。

○学会を通して、全国・世界に福島の実況を発信。

【平成 25 年度事業】

(1) 震災を踏まえた子育て環境に関する調査研究事業（事業の委託）

(2) ふくしま保育元気アップ事業（子どもの発達発育に必要な環境整備や遊び方の提言）

※ 24 年度の「子どもの遊び環境サポート事業」における現地調査と助言をもとに提言。

(3) 子どもの遊び環境サポート事業（講演会講師、屋外遊び場モデルへの助言など）

子どもを元気にする保育環境づくり アドバイス集

作成：福島県子育て支援課 監修：公益社団法人こども環境学会



● はじめに

東日本大震災から2年が経過しました。誰も経験したことのない原発災害により、子どもの肥満や体力の低下、自然と触れ合う機会の減少など、子どもたちの健やかな成長に関わる新たな課題が生じています。

このような状況の中、今、大事なことは、県内各地の現状を踏まえながら、子どもたちの心身の豊かな発育を促す保育を実践することだと思います。

こうした保育を実践するため、公益社団法人こども環境学会の全面的な協力を得て、本書を作成しました。

同学会は、建築学、環境学、医学、発達心理学、児童学、幼児教育学、運動生理学、保育学等の様々な研究者や実践者が集い、子どものより良い成育環境を実現していくことを目的として研究や支援等を行っています。

県は、今年2月14日に、専門的見地からの助言などをいただき、子どもたちの健やかな成長を支援するため、こども環境学会と包括連携協定を締結しました。

本書は、同学会の様々な分野の専門家が、チームを組んで、県内各地の保育所等を訪問し、助言や意見交換を行ったことをもとに作成しました。子どもの発達段階により、どのような保育の取り組みが必要かについて、具体的内容を例示して記載していますので、より良いこども環境、保育環境づくりの一助としていただければ幸いです。

また今年度、県は、ふくしま保育元気アップ緊急支援事業を実施します。この事業は、保育所等がそれぞれの実情に合わせた独自の計画を策定し、実施することで、それぞれの施設における問題に柔軟に対応できるようにしており、その計画の策定に当たり、本書を参考にすることで、よりきめ細やかで効果的な取り組みが実施できるものと考えています。

最後に、皆様にふくしまならではの手厚い保育を実践していただくことが、県内の子育て世帯の安心や意欲の向上につながるものと確信しております。震災を乗り越え、大きく飛躍し、「日本一子育てしやすい県」を実現するために、皆様とともに取り組んでまいりたいと思います。

平成25年6月

福島県子育て支援担当理事

《 目 次 》

1. あらためて保育を見なおそう

- (1) 保育課程の見なおし
- (2) 遊びが育むもの
- (3) 指導者（保育者）の子どもとの関わり
- (4) 保育者が元気でこそ、子どもが元気！

2. 多様な遊びを保育に活用しよう

- (1) 遊びの発達段階
- (2) 遊具遊びの発展
- (3) 多様な遊びの素材提供とプログラムづくり

3. 遊び環境としての園舎・園庭の空間づくり

- (1) 遊びの原空間
- (2) 子どもに魅力のある空間づくり
- (3) 遊びや身体運動を誘発する遊戯室やほふく室
- (4) 遊びやすい園舎の構成

4. 多様な自然体験を提供しよう

- (1) 乳児専用の屋外遊び場づくり
- (2) 砂遊びの重要性
- (3) 多様な自然体験のできる園庭
- (4) 動物飼育によって生きる力を育む
- (5) 園外活動を活発に

5. 保護者や地域との関わりを活用しよう

- (1) 保護者の保育への参加
- (2) 地域との連携



1. あらためて保育を見なおそう

(1) 保育課程の見なおし

震災はこれまでの保育における貴重な経験や蓄積を奪ったが、今、その復興にあたり、震災で失ったものを以前と同じようにただ取り戻そうとするのではなく、あらためてその意義を問い直しながら再構築していくことが大切である。

これまで何気なく行ってきた保育や教育の必要性の再確認と、それぞれのプログラムを実施するうえでの問題点の確認、震災の影響で実施できなくなったものに対する補完プログラムの提案や到達点の再確認、こうしたことがそれぞれの保育の現場できめ細くくなされる必要がある。

子どもにとっての遊びについて、その意味や意義を問いながら、実践し、振り返ることを繰り返すことが大切である。例えば、砂遊びが出来なくなったときに、「そもそも、子どもにとって砂遊びとは何だったのか。子どもは砂遊びを通してどのような力を獲得していたのか」について考えてみる。そしてたとえば、「砂遊びで獲得していた手指の巧緻性や子ども同士の社会性などは、砂場以外の場でも展開するにはどうすればよいのか？」というように、子どもの発達を問いなおしながら、プログラムや環境を再構築していくことが求められているのである。

遊びそのものやプログラムを見なおすこととあわせて、園舎や園庭の空間構成のあり方、遊具やおもちゃなどの構成についても、子どもの発達課題と、保育を通して是非ともつけさせてやりたい力の観点から再検討が必要である。

(2) 遊びが育むもの

遊びを通して子どもたちに育まれるものには、体力や運動能力などの「身体性」、美しいものや生命の不思議に感動するなどの「感性」、砂場での造形遊びや遊び方の工夫などの「創造性」、同年齢や異年齢の子ども同士で育まれる「社会性」などがある。そして、何よりも新しいことに自らが挑んでいく「挑戦性」が育まれるのである。

運動能力の中でも「巧緻性（巧みさ）」は、起伏のある環境で生まれ、水平、平らなところばかりで生活していると、バランス感覚などが育ちにくい。神経系の発達については、8歳から10歳くらいまでが重要だと言われているが、転んだときに手をつくことができるなど、子どもの体の巧みさ、瞬発力やバランス感覚を様々な形で獲得していかなければならない。

しかし遊びは、特定の目標を達成することが目的ではない。遊びの中で一番価値のあるのは「名前の付かない遊び」である。ぐちゃぐちゃぬるぬるべたべたになるような遊び、ざらざらつるつるとか、親が忌み嫌うような表現で言う遊びが子どもには楽しい遊びであり、こういったものを大いに取り上げることがよい。指導者が特定の遊びを伝えていくことよりも、子ども自身が遊んでいくこと、その中で発見すること、体験することが素晴らしいことであり、そのために、指導者が遊びをより発展させるための働きかけをしていくことが重要である。

表現活動がもっとあってもよいし、構成遊びも必要である。頭の中でイメージし

て作り上げていく遊び。例えば、砂場、ダンボール、積み木、ブロック、おがくず粘土など。また遊びには「つくる」だけでなく、「壊す」ということも大事である。

フランスの思想家ロジェ・カイヨワ（※1）は「遊びと人間」の中で遊びを次の4つ要素に分類している。その要素は子どもの遊びにもあてはまる。

アゴン（競争）：運動、力くらべ、かけっこ、ほか。

アレア（偶然）：じゃんけん、山崩し、缶けり、かくれんぼ、ほか。

ミミクリ（模倣）：演劇、物真似、ごっこ遊び（ままごとなど）、ほか。

イリンクス（めまい）：メリーゴーランド、ブランコ、滑り台、ほか。

ただし、これ以外に、子どもの遊びには自然の世界を発見した時の驚き、不思議さ（これをレイチェル・カーソン（※2）はセンス・オブ・ワンダーと説明）や、国分一太郎（※3）が「しなやかさというたからもの」と表現した自然と身体との共鳴からの言葉の表現や情緒の発達という点も重要な要素である。

遊びと学び、発達は切り分けられない。具体的な素材からどんな遊びが展開できるか考える。ダンボールや砂から考える。保育を科学に変えていこうという取り組み。つまり、単なる経験の積み重ねではなく、仮説をもとにした意識的な保育への取り組みが求められている。

(3) 指導者（保育者）の子どもとの関わり

指導者自身、これまでの心身のストレスは、自分でも気がつかないくらい大きなものとなっている。意識的に肩の力を抜いて、もう一回ゆっくり考えてみる必要があるのではないだろうか。その点で、子どもだけではなく、大人も遊ぶ必要がある。遊び心が一杯でわくわくどきどきする感情を大人自身が思い出し、もう一度そうした遊びへの期待感を持つことが必要である。

自分自身の子ども時代、どんなことをして遊んだか、どんなことが楽しかったか、もう一回それを思い出して子どもと関わってみよう。そこから見えてくるものがあるのではないか。

子どもに対して、全て「指導」しなければならないという視点の転換も必要である。指導や教育ということではなく、遊びが持つ力を信頼し、子どもの遊びを支援する人として子どもとの関わりを持つことも大切である。

子ども達が主役になれるような活動、子ども達が自分達の意思を持って企画したり、運営計画したり、それを大人達と一緒に作りあげていくような遊びが求められているのである。たとえば、大きな段ボールを切り貼りしながら巨大な迷路を、子どもと大人がああだこうだと言いつくったり、遊びのルールを毎日自分たちなりに作り代えて新たな遊びにってしまうなど。

子どもたちが遊びを自主的に展開していけるような環境や遊具、場面を整備・設定すること。その機会を活用し、遊びを展開するための基本となる子どもたちの主体性を支えていくことによって、子どもたち自身にその先の可能性を広げさせていくことが大事である。

(4) 保育者が元気でこそ、子どもが元気！

保育者の心理的な環境をどう整えるかは、物質・空間的な環境を整えることと同様に重要なことである。保育者の心もち次第で、どんなにすばらしい環境も活かされなくなるばかりか、危険な環境にもなりかねない。

保育者自身が保育そのものを楽しみながら進めていけるよう、保育者一人ひとりのアイデアを認めながら、プラス思考で保育を進めていきたい。また、子どものエピソードは、思わず場を和ませる。このエピソードなどをきっかけに、保育者がつながり、明るく楽しく保育を営んでいけるよう、日々の実践の振り返りや情報の共有などを進めていきたい。

イベントは1つのきっかけとなるが、やはり、日常の保育においても積極的に地域の大人たちを園に招き、さまざまな遊びをしたり、多種多様な大人との関わりの中で多様な価値を知ったり、人的環境の充実が、保育に厚みを持たせられる。これらの様子を園便りや学級便り、地域広報誌、HPなどで積極的に公開し、地域に眠る人材を掘り起こし、保育をより楽しくしていくための起爆剤にしたい。

真摯に子どもたちのことを第一に考える保育者がほとんどであるが故に、悩みを打ち明けられず、一人で抱え込んでしまう保育者も多い。保育者の気持ちに寄り添ったり、深くに眠っている感情を解き放つたりできるような状況を定期的に管理職や行政が配慮して用意することが望まれる。

保育者が暗くなれば、子どもたちも明るくはなれない。子どもたちのためにも、保育者そのものに光を当て、暖かな風を送れるよう、その地域に合った方法を試していく。

2. 多様な遊びを保育に活用しよう

(1) 遊びの発達段階

遊びには、発達の段階がある。遊びは子どもの発達段階によって変化していく。一般的に、感覚遊びや運動遊びは0歳から、模倣（想像）遊びや受容遊びは1歳ころから、構成遊びは2歳ころから、ルール遊びは4歳ころからなどといわれる。

年齢と遊びの変化



高等学校家庭科用教科書「家庭総合—ともに生きる、明日をつくる」教育図書「第2章 保育」より

0歳～1歳：

乳児期といわれるこの時期の遊びは目で見、耳で音を聞き、手で触り、鼻で匂いをかぎ、口でなめるといったもっぱら五感をとおした遊びが中心となる。4ヶ月になるとベッドサイドに取り付けられている音の出るモビールや枕元にあるガラガラや起き上がりなどに働きかけて遊ぶことができるようになる。8ヵ月にはおもちゃの障害物を払いのけおもちゃを手取るなど、目的と手段が結びつくようになる。

1歳～2歳：

1歳になると移動が自由になり、単に周りの大人の動作をまねる行為から、「いないいないバア！」などで理解できるようになった上下・前後・左右の空間位置関係の把握から探索活動が活発になっていく。つまり試行錯誤を繰り返す遊びが頻繁になるのである。何にでも興味を示していじると共に、歩き回ること自体が遊びとなる。

2歳～3歳：

身体能力も身につき、走る・跳ぶ・跳ねるといった運動が可能になり行動範囲が大幅に広がる。また、言語能力も発達し、思ったことを話すようになり、友達との遊びもできる。ただ、言葉の意味はあまり把握できていないため、自己中心的な行動になることが多く、遊びたい気持ちはあってもまだうまくは遊べない。ごっこ遊びが可能になるのもこの時期である。

3歳～4歳：

身体的・運動的機能が大きく発達し、片足ケンケンやスキップができるようになり、多様な運動遊びが可能になる。ごっこ遊びは男性らしさや女性らしさを理解した上で、家族の役割も意識した表現に発展し、4～5人のグループ遊びが可能になる。また、身の回りの全ての事物・現象に興味を持ち、「なぜ?」「どうして?」など盛んに質問をする時期でもある。親とは違う存在であることを主張する『第一反抗期』である。

4歳～5歳：

自己中心的な行動から集団を意識した行動に変化してゆく時期である。比較的簡単なルールにのっとって競い合うスポーツ的な遊びが可能となる。身体的な発達も著しく、高度な運動能力が必要とされる遊びにも挑戦しようという意欲がめばえる。また、ごっこ遊びでは社会的な仕組みを理解し、自らの生活を反映した内容へ発展させるようになる。

5歳～6歳：

一人遊びも集団遊びも自分で工夫して遊べるようになる年齢で、感情も細やかになり、絵本やお話しの主人公や登場人物への感情移入もできるようになる。善悪の区別もはっきりつくようになり、正義感や道徳心を中心とした物語を好む。身体的にもダイナミックな活動ができ、複雑なルールに基づくチームスポーツも出現する年齢である。

6歳～8歳：

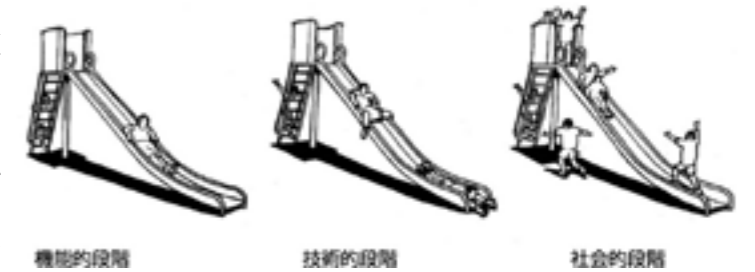
小学校の低学年にあたるこの年齢ではゲーム的な遊びでもスポーツ的な遊びでもルールや技を必要としない遊びは少ないといっても過言ではなく、自分にふさわし

い遊びを見いだそうとする。自己主張や競争心も旺盛になり、遊びに対して観察や練習という方法を駆使できるようになる。

(2) 遊具遊びの発展

遊具での遊びには、発展の段階がある。滑り台の例でみると、滑ることを楽しむ「機能的段階」、滑り方に工夫をする「技術的段階」、滑り台を舞台にして集団で遊ぶ「社会的段階」というように、子どもたちの遊びは発展してゆく。複合的な機能を持った遊具ほど、社会的段階

遊具におけるあそびの発展段階



の遊びが発生しやすく、年長児童にも対応する遊具といえる。遊具の選択や配置には、年齢による発達段階と遊びの発展への配慮や事故の発生に配慮したセーフティエリアの確保などが必要である。

(3) 多様な遊びの素材提供とプログラムづくり

遊びにはきっかけとなる素材やプログラム（動機付けや時間の確保など）が重要であり、保育者はそうした遊びの入り口を準備する必要がある。

廃材を使った作品づくりなどでは、物の道具を使うとおもしろくなる。じっくりとした時間、大いなる時間も必要である。そのためには、それに耐えられる素材を集める工夫が必要である。

手の巧緻性を育てるには、紙をハサミで切るだけでなく、おがくずでできた粘土など、粘土的なものが良い。ごっこ遊びもできる。

手作りのおもちゃの工夫、紙を小さく丸めてつまみ、ペットボトルに入れてジュースを作り、指先をつかう取り組みなど、小さな工夫を続けること。

カプラという薄い積み木だと崩すことができる。新聞紙をびりびりに破ってプールの中に入れて飛び込む経験もよい。遊びの中では、破壊する、崩す、飛び込むという、自分を解放することも必要である。

けん玉、おはじき、お手玉、マンカラ（※4）、コマなど伝統的な遊びや遊び道具を見直していくことも大切で、文化として伝えていくことが重要である。伝統的遊びに工夫を加えた、どうぶつ将棋（※5）も良い。

室内での運動量の多い遊びとしては、やわらかいフリスビーもおすすめである。級を決めて、これができたら次、というやり方をすると良い。

ところで子どもたちはいわゆる“格闘技系”の遊びが好きである。例えば相撲は、体を使い、全力で勝負することを許されるゲームである。仮にケンカは許容されなくても、相撲はルールに則って、自分自身が持っている力を存分に発揮し、相手にぶつける事ができる。だが、回数を重ねていく中で、ただ勝つのではなく、相手の転ばせ方に配慮したりするなど、ひととひとが勝負をする事の意味を知る機会とも

なる。スポーツ・道としての相撲を知る。相撲は、マット等を使うことにより室内でも行うことが可能である。地域の大人の中には相撲が好きな方もおり、このような方と関わりながら実践を進めると、盛り上がり、楽しい時間を創造できると思われる。なお、綱引きも人気のある遊びである。こちらも大人が本気の姿を見せることで、子どもたちも本気で取り組むようになる。綱引きについても、地域の大人の参加を募りながら、日常の保育に採り入れることを提案する。

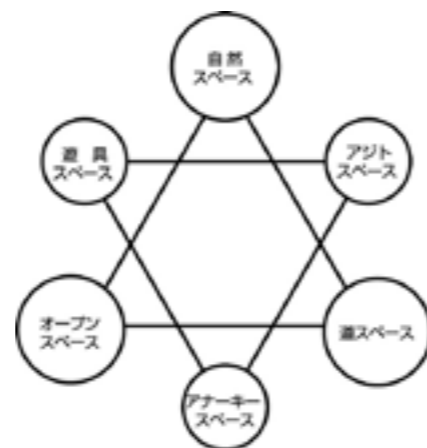
参考資料:豊かな遊びを引き出す手作り遊具(東間掬子著、チャイルド社)
PriPri 0・1・2歳児の手作り遊具(東間掬子著、世界文化社)
手作り遊具などの紹介があるホームページ(東間掬子先生)http://www.mdn.ne.jp/~touma/

3. 遊び環境としての園舎・園庭の空間づくり

(1) 遊びの原空間

遊びには多様な空間が必要である。生き物のいる「自然」、広がりのある「オープンスペース」、日常的生活空間である「道」、公園などにある「遊具」、大人から隠れられる「アジト(秘密基地)」、公園になっていない空き地などの「アナーキースペース(混乱した空間)」などである。子どもたちはこれらの「遊びの原空間」で、その空間でしかできないかけがえない遊びを体験できるのである。

園舎・園庭にこうした遊びの原空間をつくり出すことで、多様な遊びを誘発することができる。



参考資料:「こどものあそび環境」仙田満著、筑摩書房

(2) 子どもに魅力のある空間づくり

子どもにとって魅力的な空間にはいくつかの特徴がある。その例として、プレイハウスや押し入れなどの「閉所」、ステージや畳などの「別所」、階段の踊り場やバルコニーなどの「高所」などがあげられる。



子どもは隅っこが好きなので、コーナーなども活用すると良い。ダンボールや大量の積み木を使って隅っこを秘密基地や遊びの空間にすることもできる。子どもたちが継続して、遊びながら作っていくことも重要で、職員が片付けてはだめなのである。友達と一緒に空間をつくる過程で、子どもたち同士の社会性が生まれる。

空間の仕切りに布を使うなど、身近な材料を用いて環境を変えていくとよい。小

さい子は0～50cmの高さで生活している。床面もマットを活用するなど、いろいろな堅さのものがあって良い。

また、「めまい」は、子どもの遊びの重要な要素であり、ブランコや滑り台などのめまい体験遊具だけでなく、平均台などのバランス遊具や潜り抜けるトンネルや傾斜のある園庭などめまい体験のできる空間構成は、子どもたちの遊び行動を喚起する。

魅力的な空間づくりには、ダンボールの活用も有効である。ダンボールで、一つの空間、領域、部屋、迷路を子ども達が作れる。壊すことも出来て、変化がある。冷蔵庫を梱包するような大きなダンボールがあれば、キャタピラにしたり、家にししたりしてその空間に出入りする遊びができ、子どもたちは身体をかがめたり、伸ばしたりできる。じゅうたんの芯や引越し用のダンボールなど、様々な硬さのダンボールを使うこともおもしろい。子どもたちが自分たちで工夫して遊びを創り出していくことができる。例えば、家や町並みをつくる遊びも可能。仲間との協力もでき、また自分の好きな空間が作れる。

遊戯室など広い空間は、子どもの目線の高さでダンボールなどで間仕切りをすると良い。プロジェクトアドベンチャー(野外活動などの体験型の冒険教育プログラム)の一例として、ダンボールを床に置いて、みんながその中に片足を入れるにはどうしたらいいのか考える遊びなどもある。

(3) 遊びや身体運動を誘発する遊戯室やほふく室

多様な活動を促す環境づくりについては、「ごっこ遊び」「積み木遊び」「造形遊び」「読書」「動的な遊び」「自然と触れ合う」などのための空間づくりについて下記の資料が参考となる。

参考資料:全国社会福祉協議会「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業総合報告書」p310-
http://www.shakyo.or.jp/research/2009_pdf/09_kinoukenkyu/all.pdf

ここでは、外遊びが制限される状況の中で、子どもたちの日常的な運動量を確保することに主眼を置いて述べる。遊戯室などにおいて、子どもの興味を誘発するような素材を使って、ステージに向かって走ったり、壁に立てかけた分厚いマットなどに体を投げ出すなどの運動遊びのサーキットルートをつくるなどの工夫をする必要がある。少しの時間でできる運動を数種類入れて組み立てる必要がある。限られたスペースでも、子どもが思わずやりたいと思うような工夫で運動量を増やすこともできる。テープを床に貼って子ども達の運動するコースを作っていくなどの工夫も有効である。友達に見られている中で、自分が挑戦するということが大事である。日頃の転がる、跳ぶ、落ちるといった経験は、子どもの身体的発達にとってとても大切である。

床面に変化をつけると楽しさの動機付けになる。足の裏に感じる感触に変化を持たせるとよい。スポンジ積み木をランダムに積んだ上に厚手のブルーシートを敷いて不整地を作り、でこぼこの床を作ったり、平均台のように斜めに棒をわたしたりする工夫なども良い。子どもは危なっかしいことや不安定を好む。

ウォールクライミング遊びは年少児のことを配慮すると、上によじ登るというより、横に動くものを設置することがよい。うんていや登り棒のように、少しめまい感覚や怖さを感じることができるが、それぞれの子どもの能力に合わせて、自分の判断でここまでで止めておくということが出来る遊具があると良い。次回はその先まで行こうという挑戦心を高めながら、筋力、腕力などを育むことにつながる。

バランスをとる、一本橋のような動き、スラックライン（綱渡りの帯）を木と木につけて、綱渡りをするのも良い。ネットやロープなどを活用して、めまいを感じるようなバランスを取れるような動きができるものを取り入れることもできる。

お金をかけず、タイヤを使うことも一つのアイデアである。ボールは材質が同じものだけではなく、バラエティーに富んだ材質のものを取り入れると良い。柔らかいものや硬いもの、大きなものや小さなもの、ざらざらしたものやつるつるしたものなどさまざまな触覚体験は、子どもたちの遊びの多様な展開を促す。

乳児の活動のほとんどは床のレベルで行われる。ほふくする、寝転がる、座るといった乳児の姿勢や活動の特性に配慮した計画が求められる。特に十分にほふくができるよう、広いオープンスペースを確保することが重要である。また、ほふくや寝転がることに適した環境を構成する床の素材は非常に重要である。フローリング等衛生を保ちやすく、しっかりとした素材感のある材料が好ましい。また、歩き始めの子どもたちのために柵や台を設置して、つかまり立ちができるように配慮すること、よじのぼったり潜り込んだり多様な運動ができるよう配慮した設えや遊具を設置することも大切である。

また、乳児のためのスペースでは、常に保育士を含めた空間を確保することが必要である。遊びにおいても、保育士とのスキンシップや保育士を含めた遊びスペースの広さや設えを計画する必要がある。

引用:全国社会福祉協議会「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業総合報告書」p320-
http://www.shakyo.or.jp/research/2009_pdf/09_kinoukenkyu/all.pdf

ほふく室などでは、乳幼児がハイハイで上り下りできる斜めの遊具が良い。子ども下半身を鍛えることが重要であり、水平移動だけではなく、小さい子が斜めになる動きなどを取り入れる必要がある。

なお、乳児も、目的があればより積極的にハイハイをしたくなる。目標物を置く、到達点を魅力的なゾーンにするなど、子ども自身が体を動かしたくなるような環境を整えたい。

(4) 遊びやすい園舎の構成

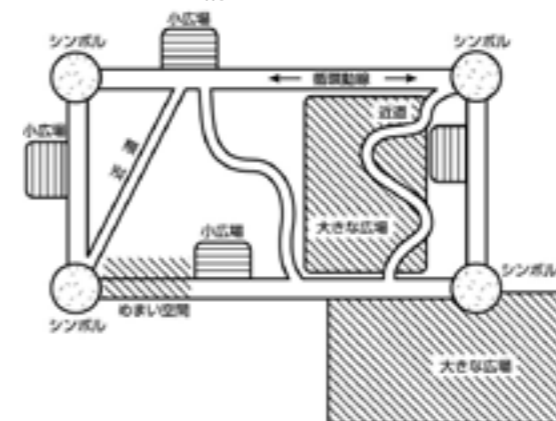
空間は構成の仕方によって、遊びが発生しやすい空間となる。下記の「遊環構造のモデル図」は、遊びが発生しやすい空間の模式図であるが、一言で言うと「循環する動線が多様に変化に富んだ空間をつないでいて、全体としては見通しがよく開放的な空間」では、遊びが発生しやすいということである。

これを園舎にあてはめると、廊下やテラスなどが施設全体をめぐる循環構造になっていて、教室やホールやランチルームなどの多様に変化のある空間が開放的に

つながっているという構造である。園庭もオープンスペースや自然などのある多様な構成が望ましい。

管理のしやすさや教育的な側面よりも、子どもの遊び空間として魅力的かどうか大切である。子どもたちが、園全体を使って遊ぶことができるよう、回遊性が大事である。テラス、保育室を使いながら、回遊性をどうつくるか見直すとよい。保育のプログラムやゲームの形で回遊することがあってもよい。

遊環構造のモデル図



- ① 循環機能がある
- ② その循環(道)が安全に変化に富んでいる
- ③ その中にシンボル性の高い空間、場がある
- ④ その循環にめまいを体験できる部分がある
- ⑤ 近道(ショートサーキット)ができる
- ⑥ 循環に広場、小さな広場などが取り付いている
- ⑦ 全体がボラスな(見通しがよい)空間で構成されている

参考資料:「幼児のための環境デザイン」仙田満著、世界文化社

4. 多様な自然体験を提供しよう

(1) 乳児専用の屋外遊び場づくり

乳児専用の屋外の遊び場を設置すれば、乳児は安全に外気浴やほふく、つかまり立ち等をしながら外で過ごすことができる。特に外気浴ができる環境は乳児にとって重要であり、乳児専用の屋外の遊び場ではその機能を果たすことができるよう計画したい。年長の子どもたちが外で遊ぶ様子を見ることができるよう、一般の園庭との位置関係にも考慮したい。また、室内との連続性も重要である。乳児が自分で室内と屋外の遊び場を移動できるよう、乳児室と近接させ、その動線の安全が確保されるよう計画する必要がある。さらに、乳児がほふくや寝転んだりすることに考慮し、フローリング等の床材のテラス空間とすることも有効である。

引用:全国社会福祉協議会「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業総合報告書」p335-
http://www.shakyo.or.jp/research/2009_pdf/09_kinoukenkyu/all.pdf

(2) 砂遊びの重要性

砂遊びは、子どもの年齢を問わない。乳児期から幼児期、そして学童期の子どもに至るまで、それぞれの発達段階・発達課題に応じた遊びが展開される。

砂場での遊びは、子どもの数を問わない。一人でも二人でも、少人数でも大勢でも、それぞれの人数に応じた遊びをすることができる。

砂は子どもにとって、もっとも身近な自然物、自然素材である。感覚的な刺激を与えてくれる素材であり、また創造的な素材、コミュニケーションを広げていく素材でもある。子どもは砂の重さ、色の変化を敏感に感じ取り、水の入れ具合を調整しながら固まり方の違いを自分の手の中で感じている。砂のプリンは、「どうぞ」

「いただきます」へとやりとりに広がる。

砂場は、創造的な場であり、壊すことを許す場でもある。また、集中する場であり、ときにはほっと安心できる場でもある。子どもは砂場の中でも外でも砂遊びをしており、そこは境界があるような、ないような遊び場である。いわば、砂場はとても曖昧な空間であり、子どもはその曖昧さの中で自らの選択をする。このことは子ども達の心理的なストレスを解放する。

砂場は、単に多量の砂が盛ってあるだけの、ハードとしての遊具の完成度は非常に低い。その分、子どもが自分で遊びを創っていくというソフトの可能性が高い遊び場である。その中で子どもたちは感覚や情緒、身体・運動面、社会性、想像と創造、表現、そして自己達成感といった様々な発達の可能性を広げていく。

保育者には子どもの砂遊びの様子から、是非ともこのような子どもの発達の姿を読み取り、ときに遠くから見守り、ときには新たな道具類を用意したり、大がかりな制作物を一緒につくるなどの関わりをしてもらいたい。また、汚いだけの遊びと思われがちで、このような砂・土・泥との遊びの意味を、しっかりと保護者に伝えていく役目も重要である。

屋外には可能な限り、柔らかな多量の砂を用意してあげたいし、テラスなどの半屋外的なところに、砂場を設置することも検討してはどうか。小雨対策として、巻き上げ式のビニールを下げる工夫もあるとよい。

また、屋内にもヨーロッパなどでよく見かけるサンドテーブルやウォーターテーブル（足つきの箱の中に砂や水を満たしておいたもの）を置くことも遊び環境の改善として是非とも挑戦されたい。サンドテーブルには、日によって乾いた砂や湿らせた砂、全く色の違う砂を入れてみたりする。同じようにウォーターテーブルには、浮く物と沈む物、大小の計量カップ、色々な色のついた小道具と色水を準備するなどの環境構成によって、子どもたちの好奇心はより大きなものとなる。このような体験を通して、子どもの発想や体験は科学への興味へと変わっていく。

参考資料:「<砂場>とこども」笠間浩幸著、東洋館出版社

(3) 多様な自然体験のできる園庭

園庭空間の多くは平面的で、ボール遊びなどスポーツ的な利用が中心だが、もっとなでこぼこや築山を設けて、様々な動きを展開できる空間である必要がある。いろいろな遊びや動きができる子どもにとって楽しい空間にする工夫が必要である。映像などで見る自然はきれいだが、実際の自然は様々で、気持ちの悪いところもたくさんある。子ども達には直接自然と触れる体験が必要であり、でこぼこな環境が必要なのである。

敷地内に樹木や水、築山等の自然を配置し、子どもが常に自然の変化や自然の豊かさを感じられるように配慮することが望ましい。樹木を植えれば、虫採りや落ち葉を使った遊び、木登り等をすることもできる。また、築山等を設置することで子どもは駆け上がったたり下りたりして多様に遊ぶことができる。

引用:全国社会福祉協議会「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業総合報告書」p331-
http://www.shakyo.or.jp/research/2009_pdf/09_kinoukenkyu/all.pdf

日本の多くの保育所や幼稚園、小学校では園庭・校庭に畑をもっており、そうした場を活用して草花や野菜の栽培を通して子どもが自然とふれあう機会を提供できる。

英国でもアスファルトや芝生だけの校庭・園庭に対して、1990年代にラーニング・スルー・ランドスケープ(※6)というチャリティ財団が改善を提案する活動を行い、多様な遊びと学習が可能な校庭・園庭づくりが進んだ。

木を植え、植物や土に触れる、動物がいるなど、多様な体験ができる環境づくりを工夫してほしい。園庭を育てるという考え方が大切である。

園庭だけでは、限りがあるので、園外の少し離れたところへ出かけての多様な自然体感や、思い切って体を動かす経験などは、五感を育てるためにも必要である。感性は自然体験の中から育まれるものである。

放射線の影響などで、外遊びを制限せざるを得ない状況の中では、室内での自然体験の工夫も重要である。園舎内に緑を置くなど工夫して、身近で緑を見て、葉っぱを触るなど手の感触や視覚的に心理的にホッとする感じ方を体得して成長することが必要である。テラスを活用して温室を設け、室内からも緑が視覚的に見えるようにし、また室内側から緑の葉っぱなどにさわられるような工夫も可能である。植物が成長していく様子を見せ、葉っぱに違いがあることに気づき、人間に違いがあってもいいことを理解できるようにしていく。

(4) 動物飼育によって生きる力を育む

小型の哺乳類や鳥など眼を見て心を通わせることのできる動物との触れ合いによって、子どもは人間以外の生き物との信頼関係、共感、共存意識を育む。しかしそれは、短時間の動物との出会いで得られるものではない。子どもが自ら世話をすることによって、自分を頼りにする動物に対して責任を感じ、自分の存在意義を確認し、自尊心を育むことにつながる。

動物園やテレビ番組などで、珍しい動物を見る機会が多い現代であるが、マンションなどでは動物が飼えない場合や動物を飼うことを嫌う保護者なども多く、子どもたちが動物と心を通わせる機会は、非常に少なくなっている。

保育園や幼稚園で子どもたちが動物を飼育することは、子どもたちに貴重な体験の機会を提供することになる。動物飼育は、子どもと動物だけの問題ではなく、一緒に世話をする友達同士の関係や保育士・教師との関係、子どもと保護者の関係にまで大きな影響を与え、お互いの信頼関係を高め、思いやりの心を育むことにつながる。生き物同士の触れ合いが、生きる力を育むのである。

現在、この飼育活動による教育の成果やあり方にかかわる全国学校飼育動物研究会が設立され、教育関係者と支援獣医師達、保護者等が集っている。なお、獣医師会の全国組織である日本獣医師会は、教育施設の地域獣医師会員による現場での動物飼育と動物介在教育を支援推進している。

参考:「全国学校飼育動物研究会」<http://www.vets.ne.jp/~school/pets/siikukenkyu2.html>

「公益社団法人日本獣医師会」<http://nichiju.lin.gr.jp/>

また以下の団体において、獣医師会員と教育施設との仲介をしている。

「全国学校飼育動物獣医師連絡協議会」<http://www.vets.ne.jp/~school/pets/>

ドイツの小学校での事例で、廃校寸前の学校に地域住民が動物を寄贈して、飼育をサポートした結果、そこに通う子どもたちが増加して、小学校が廃校にならなかったという例がある。このように地域や外部の専門家の支援を仰ぎながら、積極的に動物飼育を進められるとよい。



参考文献:中川美穂子/保育事例29「保育内容の今日的課題に関わるQ&A」/2007.10月
『保育実践事例集』追録第28～29号 第一法規(株)

(5) 園外活動を活発に

園庭の工夫による身近な自然体験と同時に、園外活動によるよりダイナミックな自然体験が不可欠である。

デンマークで始まりドイツや北欧では、園舎をもたずに豊かな自然の中で活動する「森の幼稚園」が盛んである。森の中での植物や動物との出会いや自然素材の発見と想像性豊かな遊び体験の中で五感が刺激を受け豊かな感性が育まれていく。我が国でもこうした試みが始まっているが、一日あるいは半日単位での「森の保育園・幼稚園」活動でも都市化の進んだ日本では貴重な自然体験の機会となる。

また欧米では幼稚園や小学校が、公園や市民農園や公共施設の一部を借りて園芸・農業活動をする「チルドレンズガーデン」や「キッズファーム」と呼ばれるプログラムが行われているが、こうした積極的に緑を育てる活動は、総合的な学習プログラムといえる。さまざまな形で、近隣の小中学校の園庭の利用や、公園や自然スペースでの園外活動などを積極的に実施してほしい。

遠方への宿泊体験を家族で安価で行うためには国立・県立の少年自然の家やキャンプ場、YMCA・YWCA等を利用することをすすめたい。野外活動や自然体験活動の専門家がいて初心者にとって優しく指導してくれるので便利である。

地域の商店街なども魅力的である。地元の方々とのふれあいから得るものは大きい。

保護者によるサークル活動を支援するためのスペースとして活用することも可能となる。

引用:全国社会福祉協議会「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業総合報告書」p344-
http://www.shakyo.or.jp/research/2009_pdf/09_kinoukenkyu/all.pdf

特に父親に参加してもらうように組織化にできると良い。孫と遊ぶような感じで老人を組み入れるなど、男の人を現場に引き入れる仕組みづくりをすると良いのではないかと。

保護者の助けを借りながら子どもたちと一緒に、園庭の遊具やプレイハウスを作ったり、ビオトープや山を築いたり、鳥小屋や花壇を作ったり、環境づくりへの参加が、保護者の保育や教育への参加につながる。

(2) 地域との連携

保護者以外の地域の人々や住民組織との連携も重要である。地域の大人たちによる保育園でのワークショップ、小中学校や高等学校等の家庭科などの授業との連携など、地域の人々を園での活動に招く仕組みづくりと同時に、お祭りなどの地域行事への参加や地元の企業への遠足など園外での活動など積極的な取り組みが望まれる。地元の企業から出る廃材を創作活動などに活用することもできる。

そして、これら活動を行った後に、園便りやHPを活用し、その様子を積極的に伝えていくことも重要である。

地域の団体や組織と連携する場合、0歳児から1歳児であれば保健センターとの連携を忘れてはいけない。特にベビーマッサージや赤ちゃん体操、ブックスタートは保健センターが最初に紹介して始まったプログラムである。また、幼児からの遊びに関しては、財団法人日本レクリエーション協会が遊びのプログラム開発と共に、さまざまな遊びの用具の紹介をしている。またこの支部組織の各都道府県協会では幼児向けのプログラムを提供したり、協力可能な所属団体の紹介も行っている。

保育を地域全体が支える仕組みになっていくことが理想である。

参考:(NPO法人)福島県レクリエーション協会
<http://fukushimakenrec.web.fc2.com/>

5. 保護者や地域との関わりを活用しよう

(1) 保護者の保育への参加

保護者に相談して、仲間にしていく。保護者が一緒に関わって、保育園での子育てをしていく。そういう付き合いを作りあげていくことが大事である。

保護者会や交流会、保育所の行事の手伝い等、保護者が保育所に関わる際に利用できる部屋(会議室等の開放を含む)や収納スペースの提供ができるように計画しておく、保護者と保育所の関わりをより深くすることができる。保護者が使用できる大人用のテーブルや椅子等の家具や備品を用意することが大切である。また、

● 注 釈

- ※1 ロジェ・カイヨワ (1913年3月3日～1978年12月21日)
フランスの文芸批評家、社会学者、哲学者。代表著書『遊びと人間』
- ※2 レイチェル・カーソン (1907年5月27日～1964年4月14日)
アメリカ合衆国のペンシルベニア州に生まれ、1960年代に環境問題を告発した生物学者。没後の1965年に出版された「センス・オブ・ワンダー」は、幼少期から自然の不思議さ・素晴らしさに触れることの大切さを説き、自然環境教育のバイブルとなっている。
- ※3 国分一太郎 (こくぶん いちたろう、1911年3月13日～1985年2月12日)
日本の教育実践家、児童文学者。主な著書『しなやかさというたからもの』(晶文社、1973年)
- ※4 マンカラ
マンカラ (mancala) は、アフリカや中近東、東南アジアにかけて古くから遊ばれている、伝統的な一群のゲーム (ボードゲーム) の総称。
- ※5 どうぶつ将棋
どうぶつ将棋は、3×4の盤面を用い、駒の動きを簡略化した将棋類。主に子どもへの将棋普及のために、女流棋士の北尾まどか氏がルールを考案し、同じく女流棋士の藤田麻衣子氏がデザインした。使用する駒は、「ライオン」「ぞう」「きりん」「ひよこ」の4種類。
- ※6 ラーニング・スルー・ランドスケープ
1980年代から目立ってきた子どもたちの心の荒廃に対し環境改善を通じて取り組もうという考えから発足した財団。校庭を利用した学習開発プログラムや校庭改善の手法などの多くを開発。

年齢及び発達段階別の事業展開例

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
自然ふれあい体験	鉢植え植物を室内に置く、園庭に植物を植える、花や野菜を栽培する 一坪農園、農地拡大の取組は、食育につながる					
	園舎内やテラスに緑を置き、身近で緑を見て、葉っぱを触るなど、手の感触や視覚的・心理的にほっとする感じ方を体得して成長することが必要。【室内での自然体験の工夫】		敷地内に樹木や水、築山等の自然を配置し、子どもが常に自然の変化や自然の豊かさを感じられるようにすることが望ましい。【多様な体験ができる環境づくりの工夫】			
運動・遊び(運動量確保)	動物を飼う					
	小型の哺乳類や鳥など眼を見て心を通わせることのできる動物との触れ合いによって、子どもは人間以外の生き物との信頼関係、共感、共存意識を育む。		子どもが自ら世話をすることによって、自分を頼りにする動物に対して責任を感じ、自分の存在意義を確認し、自尊心を育むことにつながる。			
	屋外遊びの機会が減少している保育所等におけるダイナミックな自然体験 冒険あそび場や自然公園での園外活動で、自然素材の発見と創造性豊かな遊び体験を行うことにより、五感が刺激を受け、豊かな感性が育まれる。キッズファームなどの園芸・農業活動で緑を育てる体験も大切。					
地域コミュニティ再生	砂遊び					
	砂は子どもにとって、最も身近な自然物、自然素材。感覚的な刺激を与えてくれる素材であり、創造的な素材、コミュニケーションを広げていく素材。子どもたちは感覚や情緒、身体・運動面、社会性、想像と創造、表現、そして自己達成感といった様々な発達の可能性を広げることができる。					
	サンドテーブルやウォーターテーブルを室内に置いて、日によって入れるものをかえてみる(乾いた砂、湿った砂、色の違う砂)(浮く物と沈む物、大小の計量カップ、色の付いた小道具と色水)					
	折り紙、伝承遊び(おはじき、お手玉、けん玉、コマ、マンカラなど)、どうぶつ将棋					
自然ふれあい体験	傾斜をつけたウレタンマット					
	ハイハイする床の素材が大事					
	つかまり立ちができる台や柵などの設置		ブランコ、すべり台、巧技台、ミニトンネルなど			
	巧みさ、バランス感覚は起伏のある環境で育まれる。足の裏に感じる感触に変化を持たせることもよい。 →スポンジ積み木をランダムに積んだ上に厚手のシートを敷いてでこぼこの床をつくるなど		ボール遊び(大きさ、重さ、弾力の違うボールで)			
	積み木、ブロック		サーキット、ビニールプール、輪投げ、三輪車			
運動・遊び(運動量確保)	ウォールクライミング、スラックライン、うんてい、のぼりづな、のぼり棒					
	少しめまい感覚や怖さを感じることができるが、子どもの能力に合わせて、自分の判断でここまで止めておくことができる遊具は、子どもの挑戦心を高めながら、筋力、腕力などを育むことができる。→ウォールクライミング、うんてい、のぼり棒など					
	サーキット遊びの例(2~3歳児)					
	<p>スタート → トンネル → 先生 低い棒をびよんびよん跳び越える → 先生 跳び箱 → 先生 子どもは跳び箱によじ登って先生がかざしたタンバリンを叩いて、マットに飛び降りる → 先生</p> <p>子どもはトンネルをハイハイでくぐる 可能であれば、平均台は斜めになるものだとなおよい 平均台 平均台 先生は一人で渡る自信のない子どもを補助する</p> <p>マットには、線(イラスト等の目印)を貼り、子どもがどこまで跳ぶことができるか挑戦する気持ちを持たせる</p>					
	遊戯室でサーキット遊びを取り入れると良い。限られたスペースでも、子どもが思わずやりたいと思うような工夫で運動量を増やすことができる。日頃の転がる、跳ぶ、落ちるという経験は、子どもの身体的発達にとっても大切である。					
地域コミュニティ再生	粘土、ダンボール遊び					
	遊びには「つくる」だけでなく「こわす」ことも大事。破壊する、崩す、飛び込むという、自分を解放することも必要。		大きなダンボールを切り貼りしながら巨大な迷路や、隠れ家を作ってみる。子どもは隅っこが好きなので、コーナーの活用も良い。			
	粘土、ダンボール遊び					
地域コミュニティ再生	お店屋さんごっこなど					
	鬼ごっこ、中あて、だるまさんがころんだ など					
	相撲、綱引き					
地域コミュニティ再生	伝承的な遊びや相撲、綱引きなど、地域の大人と関わりながら実践を進めると、盛り上がり、楽しい時間を創造できる。					
	地域の大人達による保育所等でのワークショップや、お祭りなどの地域行事への子どもたちの参加、避難住民や地域の大人達を保育所等に招いて行事を行うなど、地域の人々との連携、絆を深める取組により、地域全体で子どもの育ちを見守る。					



子どもを元気にする保育環境づくり
アドバイス集

平成 25 年 6 月

福島県保健福祉部子育て支援課
〒 960-8670 福島市杉妻町 2 番 16 号 (西庁舎 7 階)

電話 024-521-8205

FAX 024-521-7747

リサイクル適性 (A)